

栃木県の現状① (犬)

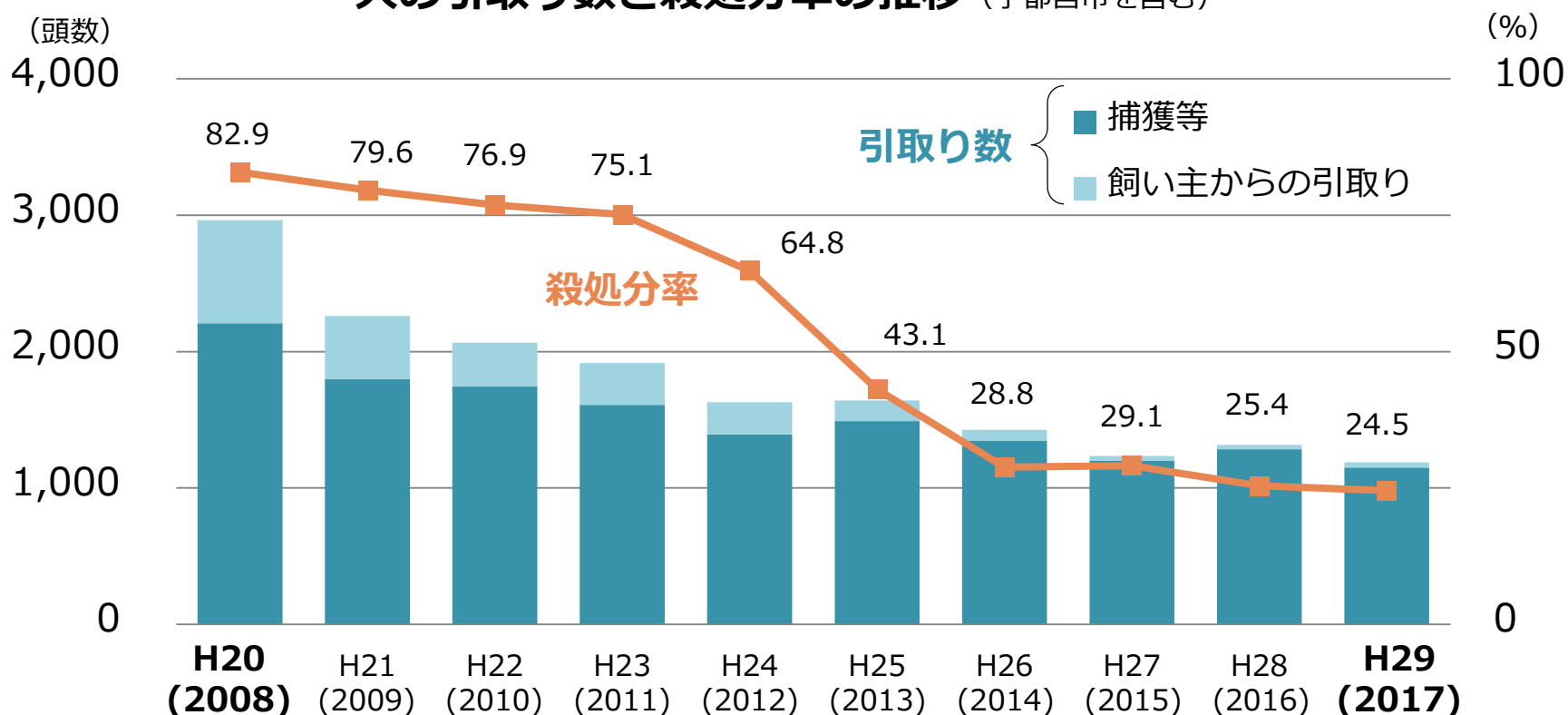
犬の引取り数・殺処分数は減少しています

- **飼い主は、条例に基づき、常に犬をけい留※しておく義務があります。**

※**けい留**とは…さくなどの囲いの中に收容したり、固定した物に鎖などでつなぐこと。

- けい留されていない犬は、栃木県動物愛護指導センター（宇都宮市内は宇都宮市保健所）が、引取り（捕獲含む）して收容しています。
- 引取りされた犬について、最終的に元の飼い主が判明しなかったり、新しい飼い主に譲渡されなかった犬は、**安楽殺処分**となります。

犬の引取り数と殺処分数の推移（宇都宮市を含む）



- 引取り数が減少する一方、新たな飼い主への譲渡数が増加したことが、**殺処分数の大幅減少**につながっていると考えられます。

